

# 行田市住宅改修資金補助制度のご案内

市民の方が市内施工業者により個人住宅等の改修工事を行った場合に、市がその費用の一部を補助します。

## 補助対象住宅

市民が市内に所有する個人住宅

## 対象者の要件

次の要件にすべて該当する方が対象となります。

◇対象住宅の所有者かつ居住者であること

◇市税などの滞納がないこと

◇対象となる改修工事について、市が実施する他の同様の補助金または助成を受けていないこと

## 補助対象工事

令和5年4月1日以降に市内施工業者が行う改修工事で、20万円(消費税抜き)以上のもの(令和6年3月31日までに完了する工事に限る)。

◇住宅の内装又は外装の改修等に係る工事

◇住宅の増築又は間取りの変更に係る工事

◇居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の工事

◇住宅に附帯する外構施設(駐車場、塀、門、外灯等)に係る工事

◇その他、市長が適当と認める工事

## 補助金額

改修工事費(消費税抜き)の5%相当額で、上限は10万円です。

※補助金の交付は、個人住宅等につき1回限りです。

## 提出書類

- ① 住宅改修資金補助金交付申請書兼請求書
- ② 住民票の写し
- ③ 住宅所有者の未納税額のないことの証明書(完納証明書)
- ④ 固定資産税の課税明細書またはそれに代わる書類
- ⑤ 工事証明書
- ⑥ 改修工事前と改修工事後の現場写真 ※現地を確認させていただく場合があります。
- ⑦ 改修工事の工事内訳書(コピー可)(見積書、請求書及び契約書等、工事の明細がわかるもの)
- ⑧ 領収書(コピー可)

## 提出先

行田市役所 商工観光課 (郵送でも、受け付けています)

## その他

※申請は工事が完了し、支払い後に行ってください。

※予算の範囲内での補助となりますので、申請状況により年度途中で終了することがあります。

※住宅用火災報知器が未設置の場合、改修工事と併せて設置するようお願いいたします(法律で設置義務が定められているので、設置された場合でも補助対象工事の対象外になります)。

※市内施工業者は、可能な限り県産木材の使用に努めてくださるようお願いいたします。